

墨田区景観条例に基づく事前協議・届出の書類提出日の概要

平成29年6月

下表※に示す手続きのうち、最初に到来する日までに『事前協議』及び『届出』の書類を提出してください。ただし、書類の不備・不足等を未然に防ぐため、提出予定の書類について、必ず事前にご相談ください。

※下表は墨田区景観規則別表第1及び別表第5の抜粋です。詳細は、墨田区景観規則をご確認ください。

	手続き		事前協議申請書提出日	届出書提出日
建築物	建築基準法	第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請	申請の日の60日前まで	申請の日の30日前まで
	集合住宅条例※ ¹	第13条の規定による協議	協議の日まで (※協議の日…協議申請書の提出日) 協議の日は規模によって異なるためご注意ください。	協議成立の前日まで
	開発指導要綱※ ²	第5条の規定による協議	協議の日の30日前まで (※協議の日…建築確認申請の日の30日前まで)	協議の日まで (※協議の日…建築確認申請の日の30日前まで)
	行為の着手		着手する日の60日前まで	着手する日の30日前まで
工作物	建築基準法	第88条第1項又は第2項において準用する第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による工作物確認申請	申請の日の60日前まで	申請の日の30日前まで
	行為の着手		着手する日の60日前まで	着手する日の30日前まで
開発行為	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請	申請の日の30日前まで	申請の日まで
	開発指導要綱※ ²	第5条の規定による協議	協議の日の30日前まで (※協議の日…建築確認申請の日の30日前まで)	協議の日まで (※協議の日…建築確認申請の日の30日前まで)
	行為の着手		着手する日の60日前まで	着手する日の30日前まで

※1…墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例

※2…墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱

亀沢地区景観形成重点地区について

亀沢地区(亀沢一～四丁目)は平成29年6月、景観形成重点地区に指定しました。同地区は特定区域(2. コミュニティ景観軸、5. 都市景観拠点、6. 歴史・文化景観拠点)と一般区域が定められていますが、今後は墨田区景観計画【別冊】亀沢地区景観形成重点地区に定める基準(景観形成基準、色彩基準)を適用します。

届出対象規模

- (1) 建築物・・・すべての規模

ただし、「建築物の高さ15m未満または延べ面積500㎡未満」の規模で基本色のみに外観の変更を行う場合、「北斎通り沿道エリア」以外は、届出対象外とする。

- (2) 工作物・・・すべての規模

- (3) 開発行為・・・開発面積500㎡以上

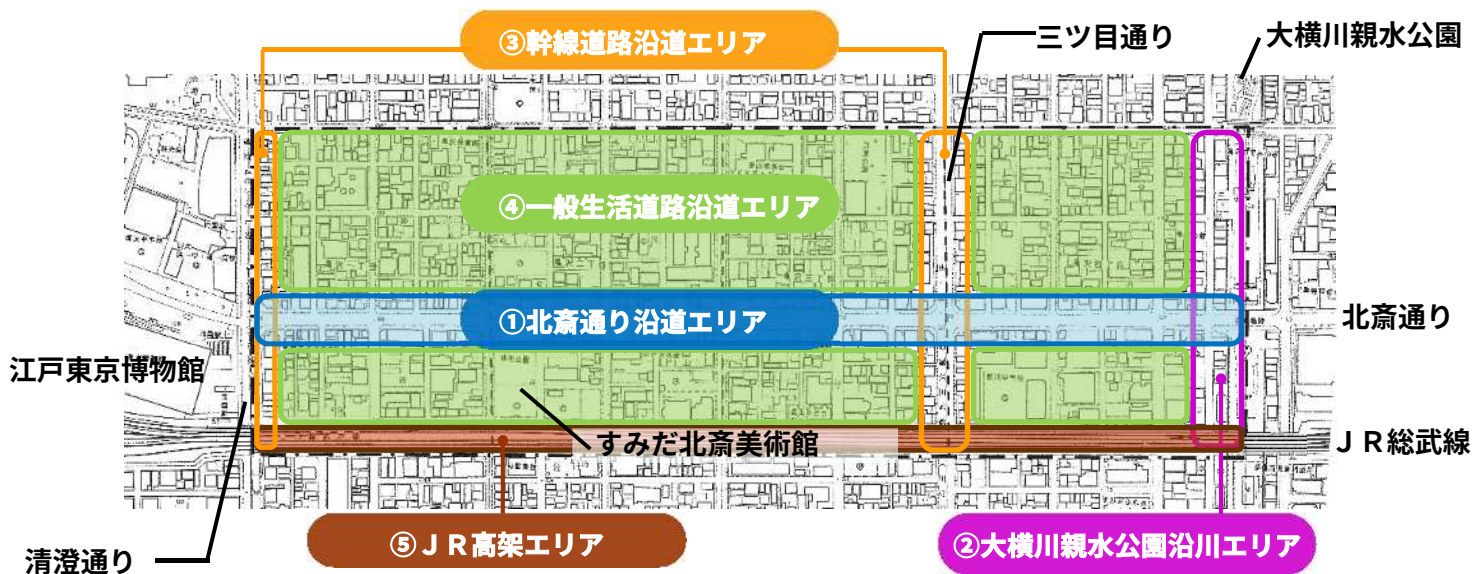
1 亀沢地区景観形成重点地区の主な内容

- (1) 対象区域

亀沢一丁目～亀沢四丁目

- (2) 5つのエリア

対象エリアを確認の上、景観形成説明書を作成する必要があります。



景観形成重点地区のエリア

- (3) 色彩基準

既存の街並みの特徴を活かした景観誘導を図るため、規模別の色彩基準を見直しました。また、屋根に関する色彩基準を亀沢地区全域に適用させます。

- (4) 屋外広告物等に関する景観ガイドラインの新設

屋外広告物等の表示等について、地域の特性に配慮した景観誘導を行います。

3 その他について

詳しくは、区のホームページをご覧ください。

『墨田区トップページ』→『産業・まちづくり』→『まちづくり』

→『まちづくりの推進』→『景観のまちづくり』→『墨田区景観計画』